事　務　連　絡
令和元年12月26日

各 (都 道 府 県 / 保健所設置市 / 特　別　区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
国土交通省観光庁観光産業課長

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を
契機とした風しん・麻しんに関する特別対策の実施について（依頼）

政府では、職場における風しん・麻しん対策を進めているところ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後、さらに多くの外国人が訪日されることを踏まえ、大会の成功に向けて、感染症対策に万全を期すため、令和元年8月1日に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」（別添１）を取りまとめたところです。この推進計画において、多くの訪日外国人と接する機会のある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを一層低下させることを目的として、風しん・麻しんに関する特別な対策を講じることとしております。これを受けて、内閣官房副長官補室及び内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より関係省庁に対して、別添２のとおり依頼があったところです

つきましては、貴管内の宿泊施設に対し、風しん・麻しんの感染リスクを一層低下させる観点から、多くの訪日外国人と接する機会のある職員を対象として、別添２の依頼の趣旨を踏まえ、下記事項に関する対策を実施いただきますよう周知をお願いいたします。

なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る要人・競技関係者等が宿泊する施設については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より別途お知らせがあることとなっております。

また、令和元年４月時点で40歳から57歳の男性については、厚生労働省が実施する「風しんの追加的対策」によるクーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施することが可能ですので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

１．対策の対象者等

(1) 対象年齢層

令和２年４月２日の時点で満 30 歳以上となる者

(2) 予防接種歴等

風しん及び麻しんのいずれか又は両方について、り患歴が確認できない者であって、予防接種歴が一度も確認できない者とする。この場合における「確認できない者」とは、母子手帳等でり患歴や予防接種歴（以下「り患歴等」という。）が確認できない場合であって、本人又は家族等がり患歴等を明確に記憶していない場合とする。

なお、令和元年４月時点で 40 歳から 57 歳の男性であって、厚生労働省が実施する「風しんの追加的対策」（別添３）に基づき、ワクチンを接種した者は対象から除くものとする。

(3) 業務の範囲

多くの訪日外国人と接する機会のある業務（接客・給仕等）に従事する者

２．取組内容

① 日常的に訪日外国人と接する機会のある者のうち、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者について、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施するよう勧奨すること

② 日常的に訪日外国人と接する機会のある者に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施するとともに、その結果を踏まえ、MR ワクチンの予防接種の実施を促すこと

③ 日常的に訪日外国人と接する機会のある業務について、30歳未満の者やり患歴等の確認ができた者を従事させるよう努める等の配慮を行うこと

④ その他、手洗いの励行等風しん・麻しんの感染リスク低減に向けた取組の実施　等